

令和2年度第2回消費生活審議会 委員意見

	ご意見の概要	対応等
1	<p>・県のHPにおける<u>消費生活相談窓口の広報を工夫</u>していただけたらと思います。</p> <p>①消費者相談ホットライン188がナビダイヤルとなり、有料化したため、「188は有料です」とするなど。</p> <p>②開設日が少ない窓口相談をして「開設していない」といわれてしまうと、消費者はあきらめてしまうので、県の相談窓口も掲載し、「〇〇市は〇曜日に開設」とするなど。</p>	<p>・①②それぞれに県のホームページに掲載しました。</p> <p>・今後の周知にも徹底していきます。</p> <div data-bbox="839 495 1394 573" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ホームページに掲載</p> </div>
2	<p>・県が<u>指定消費生活相談員を設置</u>しているということを、市町村にはどのくらい広報しているのでしょうか。</p>	<p>・11月の県消費者安全確保推進会議において、市町村に設置及び意義を伝え、積極的な活用を依頼しました。</p> <div data-bbox="849 969 1401 1048" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>消費者安全確保推進会議で広報</p> </div>
3	<p>・これから先、<u>有資格者の相談員を増やすための県の育成推進の手立て、援助</u>などの予算の確保をしていただけたらと思うところです。</p> <p>・市民や消費者が相談員の存在を知らないということもあるのではないかと、<u>県として相談員が魅力ある存在であるというアピールに力を入れていただければ</u>と思いました。</p> <p>・地元に相談員さんがいることの認知度があがれば、市町村も設置しやすくなると思います。</p> <p>・相談員が少ないという話がありましたが、相談員の待遇が悪いからだと思います。<u>知識と経験に見合った待遇を</u>するということが重要だと思うので、県も独自の事業になるかと思いますが事業を検討していただきたいと思います。</p>	<p>・県としましては、消費生活センターの設置及び相談員の設置を増やすため、市町村に対し第1次計画に引き続き助言、支援等を行ってまいります。また、現在の相談員の資質向上や資格取得をサポートするため、消費生活相談員のレベルアップ研修等を実施いたします。</p> <p>・県では今後情報発信に力を入れていくなかで、相談員の資格や活動内容についてもPRしてまいります。</p> <p>・市町村の相談員の待遇につきましては、各自治体の判断によるところでありますが、県としましては、指定消費生活相談員を中心として、市町村の相談員の相談対応の支援にあたってまいります。</p> <div data-bbox="826 1771 1401 1966" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>数値目標案(2) 消費生活センター設置 市町村の県内人口カバー率 消費者安全確保推進会議で説明、依頼</p> </div>

	ご意見の概要	対応等
4	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村で週3日消費生活相談員を設置することで消費生活センター相当としたいとありますが、5カ年計画ですので、3年間は週3日でも<u>5年後には週4日開設としていった方がいいのではないかと思います。</u> できれば<u>週5日開設を最終的な目標にし、少なくとも9時から5時、できれば6時くらいまで開設していただくのがいいのではないかと思います。</u> きちんと毎日やって、実績を積み重ねることで周知され、あそこに相談すれば大丈夫だと市民が思うので相談に行く。 県は、体制の強化について働きかけをしていただきたいと思えます。 地元のセンターを使わないのは、知り合いの人がいるということではないでしょうか。<u>広域で設置した方が相談事案を多く拾えるのではないかと思います。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 県では、1次計画に引き続き、市町村における相談員の設置や、広域連携による消費生活相談センターの設置を依頼し、設置に必要な助言、支援をまいります。 いただいたご意見につきましては、市町村にも共有するとともに、県と市町村が連携して消費生活相談が円滑にできるように、体制を充実してまいります。 <div data-bbox="831 837 1409 1055" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>数値目標案(2) 消費生活センター設置 市町村の県内人口カバー率 消費者安全確保推進会議で説明、依頼</p> </div>
5	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に行った人が県に相談を回されるというが、<u>直接その場で相談ができるようにしていただきたい</u>と思えます。 市町村と県が一元的に対応を行うといった<u>連携の方が、今全ての相談窓口の機能が十分でない状況でも、消費者にとって不便を感じない相談対応について、満たすことができるのではないかと。</u> 県と市町村がこういった形で連携をするのか、消費者がスムーズに相談できるルートや相談の仕方をわかりやすく示していくことが、センターの人口カバー率を上げることに先決なのではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の相談窓口相談員がいなくても、窓口を訪れた県民に対し、まずは行政職員が対応し、より高度な知識が必要な場合には、その場で県民生活センターに問合せて相談を受け付けた市町村が責任を持って対応することで、消費者が安心して、ワンストップで相談を受けられるよう、市町村に対応を依頼してまいります。 <div data-bbox="831 1659 1409 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>消費者安全確保推進会議において、市町村に相談フローを説明。 対応について協議・依頼</p> </div>

	ご意見の概要	対応等
6	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に向けた消費者教育の拡充において高校生に視点が当たっていますが、<u>小中学校への取り組みはどのようになっているのでしょうか。</u> ・消費者教育だけではなく、小中高の学びの継続性が大事だと感じるところもありますので、そういったところが見える方がいいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活センターから、出前講座の活用について依頼しています。 ・また、小中学校への教材をホームページに掲載するとともに、教材活用について積極的に案内していきます。 <div data-bbox="842 521 1390 669" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>県民生活センター出前講座により対応 ホームページ対応済</p> </div>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育については、小中学校において家庭科、社会科などに入ってきていますがなかなか時間がなくてできていない。 <p><u>学校に向けた支援</u>の文言を一つ入れておくのも今の段階では必要ではないかと思えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針4 消費者教育の充実に、「学校が行う消費者教育への支援」を入れ、計画本文に対象事業を記載しました。 <div data-bbox="834 965 1417 1160" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>基本方針4 消費者教育の充実 (2) 若年層に向けた消費者教育の拡充と 学校が行う消費者教育への支援</p> </div>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育教材「社会への扉」について全県立高校という記載があるのですが<u>私学に対してはどのようになっているのでしょうか。</u> ・「社会への扉」の国の目標は特別支援学校も含めていたように思うので、<u>数値目標の6番目について、私立を含めた全高校とした方が適切ではないか</u>と思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆様のご意見を踏まえ、国の「若者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に準じて、私立学校、特別支援学校を含む全高校での実践的な消費者教育の実施を目指します。 <div data-bbox="823 1574 1406 1767" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>数値目標案(6) 全高校における「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施率</p> </div>

	ご意見の概要	対応状況
9	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育教材「社会への扉」の数値目標は、<u>教科書だけの授業展開では、数値に挙げられないと考えてよろしいですか。</u> ・学校で配ってはい、ということに満足してしまっているのではないかと、どうすればいいのかということをお皆さんと追求できたら、本当の意味での審議会ということになるのではないかと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会への扉」の数値目標は、国のアクションプログラムの目標に基づき設定いたしました。その基準については、R2.8.7 消費者庁消費者教育推進課長通知「実践的な消費者教育の実施について」において、「社会への扉」の他、地方公共団体等で作成された教材、教員作成のワークシート、消費者被害等に関する新聞記事等を活用した授業としております。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※教科書や教科書会社の資料集のみの場合は実績としない </div> <ul style="list-style-type: none"> ・この趣旨を全高校に改めて周知し、同教材の授業での取り組みを促してまいります。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・1次計画策定時も国の目標より下回る数値目標はつけられないということだったと思うので、今回も<u>基本的に国の目標に合わせなければならないということ</u>でよろしいでしょうか。また、国の目標を達成している、<u>市町村の見守りネットワークの設置率は、1次の目標が100%なので、100%を目指す</u>ということでもよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆様のご意見を踏まえ、今回、数値目標を示させていただきます。ご審議をお願いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>数値目標案</p> <p>(2) 消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率</p> <p>(5) 高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率</p> </div>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標案の「<u>食品ロス削減応援団の登録件数</u>」について、もう少しわかりやすく教えていただけるとありがたいです。 <p>何か、組織化したいというお考えがあるということなのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスを削減するために行動している、又は今後行動すると宣言した事業者を「食品ロス削減応援団」として登録し、取組内容を県HP等で紹介します。 ・また、登録した事業者に店頭掲示用のミニのぼり旗やステッカーを配布して、消費者への周知を行います。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・概要案で、「<u>エシカル消費（倫理的消費）</u>」、「<u>エシカル消費（社会的課題に配慮した消費行動）</u>」と記載がバラバラなので、<u>統一する必要があるか</u>と思います。国がエシカル消費（倫理的消費）を使っているのを国に合わせるといいかと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エシカル消費（倫理的消費）」に統一します。 ・なお、「エシカル消費（倫理的消費）」について理解しやすいよう、計画本文に説明を入れました。（計画本文12ページ）